

第16期 第28回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時: 令和元年10月29日(火) 午後1時33分～午後3時12分

2 場所: 豊見城市役所 3階第2会議室

3 出席農業委員数: 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	長嶺 幸雄	大城 空
西部地区	高安 昌俊	當間 勉

4 欠席農業委員数: 0 名

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨 班 長: 赤嶺 文隆(欠席)

主 査: 仲宗根 翔 主任主事: 座安 省吾

6 議事録署名委員: 上原 啓一 ・ 當間 康由

7 現場調査日時: 令和元年10月29日(火) 午後1時35分～午後2時45分

8 現場調査数: 7 件

9 付議すべき案件

報告第 167 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 168 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 169 号	現況証明願について
報告第 170 号	農地法許可の取消し願について
報告第 171 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 172 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第 173 号	一時転用承認願申請について
報告第 174 号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第 93 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 94 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 95 号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 96 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 34 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第28回総会を開会いたします。

(午後1時33分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中全員で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第7番委員の上原啓一委員と第8番委員の當間康由委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査をお願いいたします。

本日提案された議案等についての現場調査が7件のほか、農地パトロールを行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

では異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時35分

再開 午後2時45分

会長

再開します。

これより報告案件に入ります。初めに報告第167号について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第167号「農地転用後の利用状況の報告について」

1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第167号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行していきます。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 168 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 168 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 では、ただいまの報告第 168 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 169 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 169 号「現況証明願について」
5 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 169 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 170 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 170 号「農地法許可の取消し願について」

1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 170 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
これも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 171 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 171 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 171 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 172 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 172 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 報告第 172 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 173 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 14 ページをお開きください。
報告第 173 号「一時転用承認願申請について」
1 件ございました。事務局長専決により条件を付して承認しましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 173 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。
ここも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 174 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 16 ページをお開きください。
報告第 174 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
5 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたのでご報告い
たします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 174 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。
ここも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に議案第 93 号について審議します。事務局の説明をお願いいたしま
す。

事務局 それでは議案第 93 号について説明いたします。議案書の 18 ページをお開きく
ださい。
議案第 93 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

1 件の申請がございます。

申請番号 1 番につきまして、議案書の 20 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字与根西中原 67 番 1 につきましては、平成 29 年 11 月にこの●●さんは、この土地は賃借で 3 条許可を受けて借りておりますが、このたび、この借りている土地をもう買うということで、売買の 3 条の申請が出ています。この●●さんの経緯につきましては、この平成 29 年の賃借の 3 条申請と同時に、長堂のほうでもう 1 筆土地を今度は購入するという許可を受けております。平成 29 年度には、購入と賃借が同時に許可が下りたということになるのですが、今日までその当時の農業経営の計画はサトウキビということで許可を受けているのですけれども、まだそのサトウキビの実績はないということです。今回、その借りているほうを売買するという申請です。一応この耕作、サトウキビができていない理由としましては、この 2 筆とも実際手を加えたときに、土の中に鉄くずだったり、石とか産業廃棄物関係のものが大量に埋められていたということと、もともと遊休地だったということがありまして、いまだに土の状態を、まだ畑として使える状態にできていないということで、そういう経過がありますという理由書、それから今後いついつまでにサトウキビをやっていきますという計画書は添付いただいております。この点を踏まえて、事務局としては農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないということで、許可相当ではないかと思われま。

以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長

はい、7 番委員。

7 番委員

賃借が平成 29 年？

事務局

11 月の総会で決定された。

7 番委員

では、そのときにサトウキビをやるという予定で出して、実績がない？

事務局

はい。

7 番委員

本人は 300 日従事できると言っているけれども、できている？ 現状できていないと思いますけどね。

事務局

そうですね。

7 番委員

要は、サトウキビの計画表は出ているのに、やりきれていないという。申請当時の仕事は何かとあったら、自営業。その辺をちょっと考えると、許可保留とかそういうことではないのです。許可してもいいとは思いますが、地主とちゃんと話しして、要はそれだけ畑として使えないのであれば、土地の代金を安くしてもらおうとか、そういう条件を売る人、買う人、お互い話し合いが足りないのではないかと思うのですけれども。やっぱり畑をやりたいと言っている人に、いい方向に持って行ってもらわないと。逆に遊休農地の発生とかその辺につながると思うので、その辺をもう少しお互い、売買なら売買で処分代を誰が持つとか、そういう状況をお互い把握していないのがちょっと。2 年間もサトウキビも植えられていないという、ほったらかすにはちょっともったいないような気がして、そこら辺をお互いでもうちょっと相談したほうがいいんじゃないですかというのを付け加えたほうがいいかなと思うのですけど。以上です。

事務局

わかりました。

会長

ほかにいらっしゃいませんか。では、採決に移ってもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では議案第 93 号について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 93 号は許可することに決定します。では、次に議案第 94 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 22 ページをお開きください。

議案第 94 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番につきまして、28 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜崎原 855 番 3 及び 855 番 4、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 94 号について説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、これより採決をします。議案第 94 号について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 94 号は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に議案第 95 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 30 ページをお開きください。

議案第 95 号「農地転用事業計画変更承認申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、36 ページをお開きください。本案件は許可時の譲受人である当初計画者から事業承継者へ新たな権利設定を伴う承継という形での変更承認申請となっております。当初計画の内容としまして、土地の所在は豊見城石火矢橋原 804 番、転用目的は駐車場。譲渡人から譲受人への所有権移

転を伴う転用計画となっておりました。変更内容としましては、土地所在地はそのまま、事業継承により転用目的を資材置場へ変更、当初計画者から事業承継者への賃借権の設定となります。当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。

議案第 95 号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、これより採決に移ります。議案第 95 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 95 号は変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に議案第 96 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 38 ページをお開きください。

議案第 96 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番につきまして、45 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西原 39 番 6、転用目的は駐車場・資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。次に整理番号 2 番につきまして、48 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西原 39 番 5、転用目的は駐車場・資材置場。こちらは整理番号 1 番と一体利用となっております。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、54 ページをお開きください。申請のあった土

地は、豊見城石火矢橋原 804 番、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、60 ページをお開きください。申請のあった土地は、名嘉地南又原 259 番 55、転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、66 ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇蔵無地原 498 番 1 及び 496 番 13、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 96 号について説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

議案第 96 号については 1 件ずつ審議しますが、整理番号 1 番と 2 番は関連しますので一括して審議します。それでは、整理番号 1 番及び 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、これより採決をします。整理番号 1 番及び 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番並びに 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、

許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移りたいと思います。

では、整理番号 4 番について農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。

これより採決をします。整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に協議第 34 号について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案書の 68 ページをお願いします。農業委員会会長宛てに豊見城市長より、農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について（照会）という文書でございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき、別添（案）のとおり「農用地利用集積計画」を作成したいので、農業委員会の意見を求めるものであります。

ページをめくって、69 ページに農用地利用集積計画（案）が添付されてございます。こちらについては職員のほうから説明をさせますので、よろしくお願

します。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班、外間です。今回基盤法に基づく利用権設定の申請が1件ございますので、説明したいと思います。

R1-10 についてですけれども、譲渡人及び譲受人はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は保栄茂 944 番地及び保栄茂 906 番地で、面積は…、ごめんなさい、案のほうは逆になっています。申しわけないです。944 番地のほうが 760 m²です。保栄茂 906 番地のほうが 403 m²です。403 の位置と 760 の位置、上下が逆ですね。すみません。設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は令和 4 年 10 月 1 日までとなっております。

説明を終わります。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。質疑なしと認めて、進めてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、これより採決をします。協議第 34 号については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

では異議なしとのことですので、協議第 34 号については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和元年 10 月 29 日 (火)

午後 3 時 12 分終了

議事録署名委員

会長 瀬長 澄之 

7番委員

上原 啓一 

8番委員

堂間 康由 